

食品表示ウォッチャー制度条例(2003.1.1施行)

内容

市では、食品の偽装表示や、消費者の健康に対する関心の高まりなどを考え、全国の市町村に先駆け、「志木市食品表示ウォッチャー制度条例」を制定しました。消費者と事業者が協力して、市内で販売される食品の安全性を確保し、誰もが安心して買い物ができるまちづくりを目指しています。

1.市民ウォッチャーの活動

(1)市内の店舗での日常の買い物の際に、次に掲げる事項が認められた場合は、電話又は直接、担当課窓口申し出て下さい。

食品衛生法等関係法令に基づく食品の表示基準に、違反している疑いのある表示を見つけたとき。

食品表示がされていないことを見つけたとき。

食品に関する素朴な質問(「遺伝子組み替え食品とは」など...)

(2)市民ウォッチャーは、食品衛生法などに基づく調査権限がありませんので、次に掲げる事項や風評被害の発生、及び営業妨害の恐れのある行動はできません。

販売店側の同意を得ない、店内での写真撮影

伝票の閲覧の要求

常識的な質問の範囲を超えるような事情聴取

2.食品表示ウォッチャー委員会の設置

(1)市民からの申し出事項の審議及び、食品表示制度の普及啓発・推進を行うため各種団体の代表者と、専門知識を有する者で構成する委員会を設置。

3.市民ウォッチャーからの申し出があったときの対応

(1)市民ウォッチャーからの申し出を検証するため、市職員が調査権限の範囲内で確認を行い改善を求める。

(2)改善の求めに応じない場合は、国・県等の関係機関と調整のうえ、広報紙等で随時公表する。

(3)申し出事例の結果を食品表示ウォッチャー委員会で、検討する。

4.制度の啓発

広報「しき」等で、制度について随時掲載しており、また食品表示について消費者に認識してもらおうと共に、事業主にも再認識を促すことを目的として、ステッカーを作成し、店頭に貼付していただくように配布した。